生き方カフェ

～大切な人や自分の最期を考え「生き方をみつめる」集い～

参加費 無料

病気やけがで意思表示できなくなった時や、人生の最終段階に受けたい治療・介護や看取りが自身の思いに沿ったものになるためには、元気な時から自身の健康や過ごし方、生き方（逝き方）を考えることが大切です。

その機会となるよう「生き方カフェ」を開催しています。

皆さんの参加をお待ちしています!!

時間　各回13時30分～15時30分

対象者　市内在住・在勤の人

定員　各回30人　申込先着順

申込み　電話で左記へ

主催　栗東市

共催　栗東市介護者の会

問長寿福祉課 地域支援係
TEL 551-0198 FAX 551-0548

第49回 10月16日㈭

今もこれからも私らしく最期まで
～ひと任せであった時代から、考え伝える時代へ～

講師　チーム大津京代表 医療法人 西山医院 院長 西山 順博 さん

場所　なごやかセンター

第50回 11月5日㈬

自分らしく生きるために、話してみませんか、あなたの大切なこと。

講師　淡海医療センター 在宅看護専門看護師 奥 佳奈 さん 薬剤師 須山 緋沙子 さん

場所　なごやかセンター

第51回 11月17日㈪

『生・活・逝(い)き方』を聴いてみませんか？話してみませんか？

講師　済生会在宅支援センター センター長 安井 明子 さん

場所　ゆうあいの家

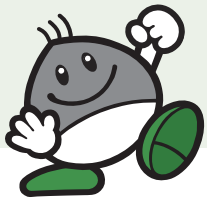

お茶の用意をしています。
ホッとひと息みんなでおしゃべりしましょう。

いつまでも自分らしく過ごせるように

9月は認知症啓発月間

認知症基本法が施行されました

令和6年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この法律では「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）」を目指すとされており、本市も認知症施策をより一層推進していきます。

市内図書館・市役所正面玄関に「認知症啓発ブース」を設置します

9月21日は「世界アルツハイマーデー」です。この日を中心に市内図書館・市役所正面玄関ロビーに啓発ブースを設置します。ブースでは認知症になっても安心して住み続けられるための「認知症あんしんガイドBOOK」などを配布しています。

認知症基本法の目指す共生社会の実現には、「認知症になっても個人のできること、やりたいことがあるという視点」が大変重要です。認知症は誰もがなる可能性があります。この機会に啓発ブースを通じて認知症と向き合ってみませんか。

認知症チェックをしてみましょう

●物忘れがひどい
- □①今切ったばかりなのに、電話の相手の名前を忘れる。
- □②同じことを何度も言う・問う・する。
- □③しまい忘れ置き忘れが増え、いつも探し物をしている。
- □④財布・通帳・衣類などを盗まれたと人を疑う。

●判断・理解力が衰える
- □⑤料理・片付け・計算・運転などのミスが多くなった。
- □⑥新しいことが覚えられない。
- □⑦話のつじつまが合わない。
- □⑧テレビ番組の内容が理解できなくなった。

●時間・場所が分からない
- □⑨約束の日時や場所を間違えるようになった。
- □⑩慣れた道でも迷うことがある。

●人柄が変わる
- □⑪些細なことで怒りっぽくなった。
- □⑫周りへの気づかいがなくなり頑固になった。
- □⑬自分の失敗を人のせいにする。
- □⑭このごろ様子がおかしいと周囲から言われた。

●不安感が強い
- □⑮一人になると怖がったり寂しがったりする。
- □⑯外出時、持ち物を何度も確かめる。
- □⑰「頭が変になった」と本人が訴える。

●意欲がなくなる
- □⑱下着を替えず、身だしなみを構わなくなった。
- □⑲趣味や好きなTV番組に興味を示さなくなった。
- □⑳ふさぎ込んで何をするのも億劫がり嫌がる。

出典：公益社団法人 認知症の人と家族の会　家族がつくった「認知症」早期発見の目安

認知症チェックでいくつか思い当たることがあれば、近くの地域包括支援センターへご相談ください

栗東地域包括支援センター（治田・治田東・金勝）	TEL558-6979
栗東西地域包括支援センター（治田西・大宝・大宝西・大宝東）	TEL584-4121
葉山地域包括支援センター（葉山・葉山東）	TEL552-5280

認知症になっても安心して通い続けられるカフェ

認知症のあるなしに関わらず誰もが集い、気軽に交流できるサロン（認知症カフェ）があります。本市では「認知症になっても安心して通い続けられる場」を、3つの介護事業所が随時開催しています。初めての参加、認知症の人と一緒に家族の参加も大歓迎です。初めて参加する場合は各事業所へ事前にお問合せください。

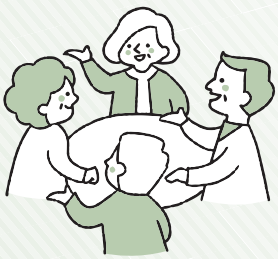

ぜひご参加ください！

にこにこカフェ

ゆったりとした雰囲気の中で皆さんと話しましょう。認知症や介護についてのミニ講座、専門のスタッフによる介護相談もあります。

- 日　時　毎月第4日曜日 10:00 ～ 12:00
- 参加費　100円
- 場　所　デイサービスセンターこんぜの郷 御園2025番地2
- 電　話　558-0056 担当　大野・山田

にじの家サロン

お昼ごはんをご一緒しませんか？高齢の人、一人暮らしの人、子どもさん連れも気軽にお越しください。食後のコーヒータイムで話もはずみます♪

- 日　時　毎週木曜日 11:30 ～ 14:00
- 参加費　500円（食事代） 食数の都合上、事前にご連絡ください。
- 場　所　にじの家サロン（しが健康医療生活協同組合） 小平井3-1-27
- 電　話　574-8522　担当　池内

ココカフェ

認知症の人もそうでない人も家族も誰もが集まれる「憩いの場」です。少人数で開催をしていますので、気軽にお越しください。

- 日　時　毎月第3木曜日 10:00 ～ 12:00
- 参加費　無料
- 場　所　小規模多機能ホーム志 御園2629
- 電　話　599-0488　担当　中村

家族のほっこりお茶会

認知症の人と関わる家族同士の交流の場です。「日頃感じていることを他の人たちと分かち合いたい」という人はぜひご参加ください。ご本人との参加も歓迎です。

- 日　時　9月25日㈭ 14:00 ～ 15:00
- 場　所　にじの家サロン ※申込・問合せはにじの家サロンへ

市とのコラボ

「認知症の最新ニュース」を盛り込んだ講座

先着10人

- 日　時　9月18日㈭ 10:00 ～ 12:00
- 場　所　ココカフェ ※申込・問合せはココカフェへ

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症高齢者やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症高齢者などが日常生活で偶発の事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に、補償を行います。

補償内容

加入者（被保険者）とその監督義務者が次のような第三者に対する法律上の損害賠償責任を負った場合に1億円を上限額とし補償します。

（例）
- 誤って線路に立ち入り電車を止めた
- 誤って他人の財物を壊した
- 誤って他人にけがをさせた

※補償対象となるかは事故発生後の示談交渉を行う保険会社の判断によります

加入できる人

本市の住民基本台帳に登録があり、栗東市認知症高齢者等事前登録事業(注)に登録している人

※施設等入所者除く

保険料

不要

※全て市が負担

申込方法

長寿福祉課窓口備付の申請書（市ホームページにも掲載）を提出

(注)認知症等により高齢者等が行方不明になる場合に備えて、本人の情報を事前に登録するものです。登録は問合せ先へ

問長寿福祉課 地域支援係
TEL 551-0198 FAX 551-0548

たすけあいで笑顔あふれる栗東市！

本市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、お互いさまの助け合い活動を広げていく事業を行っています。皆さんの日頃の活動自慢を募集します。

◆募集する活動テーマ

元気な高齢者の「つながりあい」「たすけあい」自慢！

対象者

市内在住で65歳以上の人

内容

元気で生き生きとした生活を継続するためにしている、ご近所の人たちとの交流や助け合い活動

※地域の役職やイベントでしている活動を除く

（例）
- 友人宅で集まって井戸端会議をしている
- 子どもたちの面倒をみることがある
- 買い物を頼まれて、ついでに買いに行っている（または買い物をお願いして、助けてもらっている）

応募方法

用紙（様式不問）に活動自慢・氏名・住所・連絡先を記入の上、応募箱（市内老人福祉センター・各コミセンに設置）へ。

※左記から連絡し、インタビューすることがあります。インタビューに協力いただいた人には限定ステッカーをお渡しします。

応募期間

9月1日(月)～10月31日(金)

問栗東市社会福祉協議会 地域ささえあい推進員
TEL 554-6105 FAX 554-6106
街かどケア滋賀ネット栗東 ささえあいサポーター
TEL 080-4074-8538

令和8年4月からの

保育園・幼稚園などの入園について

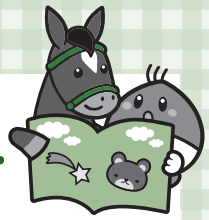

保育園

市立保育所・市立認定こども園（保育園籍）・法人立保育所・法人立認定こども園（保育園籍）・小規模保育施設・家庭的保育施設

対象者

- 入所希望月の初日に、本市に在住し、住民登録がある人
- 生後3～6か月以上から就学前の子ども（一部2歳児までの場合あり）
- 保護者が就労、病気、求職中など、保育の要件が認められるとき

書類配布（入園冊子）

9月8日㈪～12日㈮に幼児課、各園で配布
※市ホームページからもダウンロード可能

受付期間

10月6日㈪～10日㈮
9:00～16:45

受付場所

幼児課もしくは第一希望の園（小規模保育施設、家庭的保育施設、認定こども園おれんじを除く）
※入所申込書に就労証明書などの必要書類を添えて提出

幼稚園

市立幼稚園・市立認定こども園（幼稚園籍）
・認定こども園おれんじ（幼稚園籍）※令和8年4月開園予定

対象者

- 申込書提出時に、本市に在住し、住民登録がある満3歳児～5歳児

※原則として申込みができるのは、居住する通園区域の市立幼稚園・認定こども園（幼稚園籍）です。認定こども園おれんじ（幼稚園籍）は栗東市内全域が通園区域です。

書類配布（入園冊子）

9月8日㈪～12日㈮に幼児課、各園で配布
※市ホームページからもダウンロード可能

受付期間

10月6日㈪～10日㈮
9:00～16:45

受付場所

幼児課もしくは申込みをする園（認定こども園おれんじを除く）

※認定こども園おれんじ（令和8年4月開園予定）については、詳細が決まり次第ホームページに掲載

保育園・幼稚園などの入園申込書の交付・受付の日時と場所

申込書交付日	申込み受付日	受付場所
9月8日㈪～12日㈮ ※9月1日以降、市ホームページからもダウンロード可能	10月6日㈪～10日㈮ 9:00～16:45	市立幼稚園 市立・法人立保育所 市立・法人立認定こども園 市役所幼児課

※9月12日㈮以降は、市役所幼児課にて配布、または市ホームページからダウンロード可能

- 小規模保育施設、家庭的保育施設、認定こども園おれんじ（令和8年4月開園予定）での受付はできません。（市役所幼児課で受付します）
- 保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから、保育園籍と幼稚園籍の両方に申し込むことはできません。
- 現在（令和7年度中）、保育園・幼稚園等に在籍中で転園を希望している人、幼稚園籍から保育園籍へ変更する人、保育園籍から幼稚園籍へ変更する人、令和7年度の途中入園希望で入園を待っている人も申込みが必要です。
- 入園基準に該当しない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがあります。

市立園の認定こども園化

令和8年度より、現在の葉山幼児園・葉山東幼児園・治田西幼児園が、認定こども園へ移行予定です。

詳しくは、市ホームページまたは入園案内の冊子をご覧ください

問幼児課　TEL551-0424 FAX551-0149

寄贈ありがとうございます!

いすゞ自動車販売株式会社

国道1号大橋東交差点の道路改良(歩道整備・右折レーン)に伴う道路用地を寄贈いただき整備できました。

問道路・河川課 TEL551-0119 FAX552-7000

工事前

工事後

全国労働者共済生活協同組合連合会

子どもたちを交通事故から守ることを目的に、交通安全横断旗を500本寄贈いただきました。通学路での保護誘導活動や横断歩道の安全確保などに活用させていただきます。

問土木交通課 交通政策係 TEL551-0291 FAX552-7000

一般社団法人日本調教師会

図書「馬のトレーナーのひみつ」「馬のトレーナーという仕事」の2種類、計350冊を寄贈いただきました。図書は市内小中学校、図書館などで活用させていただきます。

問シティプロモーション推進課 TEL551-0641 FAX554-1123

非常災害用井戸の登録制度

本登録制度は、井戸所有者から協力者を募り、非常災害用として利用できる井戸を登録・周知することで、災害時に近隣住民がトイレ、掃除などの生活用水の一部として活用できるようにする「地域の助け合い(共助)」を後押しする制度です。

家庭や企業で井戸をお持ちの場合は、登録にご協力ください。

また、井戸の位置は、栗東市総合防災マップに掲載していますので、ご活用ください。

非常災害用井戸の登録状況
(令和7年7月1日現在)

学　区	登録数
金　勝	16
葉　山	8
葉山東	1
治　田	3
治田東	1
治田西	1
大　宝	3
大宝東	2
大宝西	9
計	44

登録標識

問上下水道課 浄水係 TEL551-0134 FAX554-0134

9月10日は下水道の日

下水とは?

家庭や工場から出る「汚水」と、まちに降った「雨水」を合わせて「下水」と呼びます。

本市は汚水と雨水を別々の管で流す方式(分流式)を採用しており、下水の悪臭が地上に出にくいことが特徴です。

汚水は、道路や地面の下の汚水管を流れて矢橋帰帆島の下水処理場で、きれいな水にしてから琵琶湖に放流されます。この汚水処理によって、私たちの生活衛生が保たれ、環境が保全されています。

雨水は、道路側溝や雨水管によって河川に流すことで、まちを浸水から守る役割を果たしています。

汚水管に雨水を流さないで!

雨水が汚水管に流入し、処理能力を超えた水量になると、マンホールから汚水があふれる、トイレが流れなくなるなど、生活に悪影響を及ぼす原因となります。また、下水処理のための費用も増加します。

雨水が流入する原因はさまざまですが、家庭の公共汚水桝蓋などの破損部分からの流入や、誤って雨どいを公共汚水桝に接続していることが考えられます。今一度、雨水が汚水管に流れていないか確認し、誤接続などがあれば早急に改善してください。

問上下水道課 管理係 TEL551-0135 FAX554-3866

9月は同和問題啓発強調月間

滋賀県では毎年９月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。この期間は、県内各地で、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権が尊重される社会の実現に向けた啓発が行われます。
この機会に、さまざまな人権について考えてみませんか。

インターネット上での差別書き込みの現状

法務省が発表した令和６年度のインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の数は 1,910 件で、前年から 256 件増加しています。
また、インターネット上の掲示板やＳＮＳでは、まだまだ差別的な内容の書き込みが多くあり、大きな問題となっています。
例えば、特定の地域に住む外国人住民に対して、当該地域社会からの排斥する投稿や特定の地域を散策しながら、歴史などに触れつつ、当該地域が被差別部落であると指摘する動画を掲載するなど、その地域の住民に対する差別を助長する人権問題が実際に起こっています。
差別的な内容や嘘の書き込まれた情報は、一度投稿されれば、完全に削除することは難しく、誤った情報の拡散にもつながります。

一人一人にできること

「自分は差別をしていない。また、差別もされていない。だから、自分には関係がない」と考えていませんか。差別を解決するためには、一人一人が偏見や不確かな情報に惑わされることなく、正しく学び、人権尊重の意識を高めることが必要です。
すべての人の人権が尊重される社会を作り上げるため、部落差別についてこの機会に考えてみましょう。

問人権擁護課
TEL551-0108 FAX552-5544

9月10日～16日は自殺予防週間です

9月10日は世界自殺予防デー、9月10日～16日は自殺予防週間です。

自殺の背景には、育児や介護疲れ、生活困窮、いじめや孤立、過労などのさまざまな要因があることが知られています。決して特別な人たちの問題ではありません。ＷＨＯ（世界保健機関）が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題である」と明言しているように、自殺は社会の努力で「避けることのできる死」であるというのが、世界の共通認識となっています。

気づいてください！こころのＳＯＳサイン

「何だか心が落ち着かない」「気分が落ち込む」「眠れない、起きられない」…。悩みやストレスが大きくなり、心が限界になりそうなとき、さまざまなサインが現れます。

ひとりで抱え込まず、だれかに相談してみませんか

そんな時はひとりで悩まず、あなたの身近な人に話してみましょう。近くに相談する人がいないときは、電話やメール、ＬＩＮＥなどＳＮＳでも相談できる窓口があります。

あなたの大切な人のこころといのちを守る

あなたの身近な人に「いつもと様子が違う」など、心配な人がいるときは、ぜひ声をかけてください。話を聴き、気軽に相談できる窓口があることを伝えてください。

こころの相談窓口

相談窓口	曜日・時間
こころの電話相談 TEL 567-5560	10:00～12:00、13:00～21:00 （年末年始を除く） ※火・水は 16:15～21:00
滋賀いのちの電話 TEL 553-7387	金・土・日・月　10:00～20:30
滋賀県こころのサポートしが LINE 相談 ID:@362rjcqb	毎日　16:00～24:00

相談窓口や自殺対策の取組を紹介
「まもろうよ　こころ」（厚生労働省ホームページ）

問障がい福祉課 相談支援係　TEL551-0304 FAX553-3678

使用済み

小型家電のリサイクルにご協力ください

集団回収で小型充電式電池の回収を行います

使用済み小型家電は、「ボックス回収」や「集団回収」で無料回収しています。
※家庭から出るもののみが対象です

ボックス回収

使用済み小型家電の回収ボックスを市内10か所に設置していますので、ご活用ください。

設置場所	投入口の大きさ
栗東市役所・ 栗東図書館（本館、西館）	約28㎝(横)× 17.5㎝(縦)×45㎝(奥行)
環境センター・ コミセン〔葉山・治田 治田西・大宝 大宝西・金勝〕	約25㎝(横)× 10㎝(縦)×45㎝(奥行)

※上記のサイズを超えるものは投入できません
※開庁時間内、開館時間内に利用できます
※モバイルバッテリーを含む小型充電式電池は回収の対象外です

集団回収

下記の日程で実施を予定しています。
回収日に直接会場へお越しください。
(申込不要)

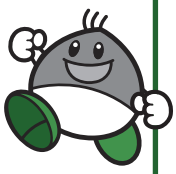

※ダンボールやビニールなどの梱包材は回収対象外です

令和7年度集団回収開催日

日 時
【1回目】令和7年10月19日㈰　9:00～11:30
【2回目】令和8年　2月15日㈰　9:00～11:30

場 所　なごやかセンター駐車場

※警報を伴う荒天の場合には、回収を中止することがあります。中止の場合は当日午前8時までに市のホームページでお知らせします
※集団回収についての詳細は、市ホームページ・自治会回覧チラシに掲載

モバイルバッテリーを含む小型充電式電池の回収を行います。
(集団回収のみ)

問環境政策課 生活環境係　TEL551-0341 FAX551-0148

日本に住むすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査がはじまります。

5年に一度、全員参加の統計調査

国勢調査2025

令和7年10月1日 国勢調査を実施

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。
国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。
令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

回答方法は2種類

- 9月下旬頃から、調査員が皆さんのお宅を訪問し、調査書類をお配りします。
- 回答は、スマホやパソコンからかんたん便利なインターネットでお願いします。
  (郵送や調査員への提出も可能です)
- スマホからの回答は、QRコードを読み取ることで簡単にログインできます。IDやパスワード(アクセスキー)の入力は不要です。

インターネット回答期間
9/20㈯ → 10/8㈬

調査票(紙)回答期間
10/1㈬ → 8㈬

国勢調査については
「国勢調査2025キャンペーンサイト」
をご覧ください。

問情報政策課 統計係　TEL551-0309 FAX551-0148

令和７年９月
運用開始

映像通報システム

こなん らいぶ いちいちきゅう
Konan Live119

湖南広域消防局では、通報者と消防指令室（災害管制課）の間で映像（動画）の送受信を可能とする「KonanLive119」の運用を開始します。

これにより、災害現場の映像をリアルタイムに消防指令室で確認することができ、また応急手当の方法などの動画を通報者へ送信することもできます。

通報者の安全が確保され、指令員がKonan Live119の利用が必要であると判断した場合、スマートフォンでの映像撮影をお願いすることがあります。

利用時の流れ

※映像の送受信にかかる通信料金は通報者に負担いただくことになります

問湖南広域消防局 災害管制課
TEL552-8119

詳細は消防局ホームページに掲載

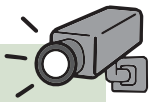

栗東市 防犯カメラ設置事業について

犯罪の防止を目的に、警察と設置箇所などの協議を行い、犯罪抑止効果が高いと見込まれる場所や通学路を中心とした公共性の高い場所に防犯カメラを設置します。

令和７年度から令和９年度の毎年度 30 台ずつ、３年間で 90 台の設置を予定しています。

防犯カメラを設置する電柱には告知板を設置し、撮影することを明示します。

また、プライバシーに配慮した撮影を行い、撮影したデータは警察などから要請がない限り閲覧しません。

安全・安心なまちづくりのための防犯カメラの設置事業を進めていきます。

問危機管理課
TEL551-0109 FAX518-9833

消費生活アドバイス
太陽光発電システムの点検商法に注意 !!

事例 事業者が訪問してきて「太陽光パネルの点検が法律で義務化されたので、太陽光設備を無料で点検する」と説明された。後日、点検に来て「今後、太陽光パネルを長期使用するためには洗浄とコーティングが必要」と言われ、言われるがまま約40万円の契約をしてしまったが、高額なので解約したい。

＜アドバイス＞

設備を安全に管理することが所有者へ義務付けられていますが、「点検の義務対象」であるかどうかは、各設備が該当する関連法令により異なります。まず、点検の義務対象であるかどうか販売店・施工店またはメーカーに確認してください。

知らない業者から点検を勧められた場合は即答せず、慎重に判断しましょう。

今回の場合は、訪問販売での契約であり、法定の契約書面を受領した日を含む8日間であればクーリング・オフで解約できます。

問自治振興課 消費生活相談窓口（平日のみ）
TEL551-0115 FAX 551-0432
9:15～12:00、13:00～16:00
滋賀県消費生活センター（平日のみ）
TEL0749-23-0999　9:15～16:00
消費者ホットライン（土日祝も相談できます）
TEL 188

いずれも相談無料

野焼き（野外焼却）は絶対にやめましょう!

野焼き（野外焼却）に関する苦情が多く寄せられています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されており、有害ガスや悪臭の発生による健康被害を引き起こすだけでなく、火災の原因となる危険性があるので絶対に行わないでください。

焼畑などの農業を営むためにやむを得ない焼却など、法律で一部例外として認められている事例もありますが、周辺の生活環境を阻害する場合や危険な場合は行政指導の対象となり、焼却を直ちに中止していただくこともあります。

刈り取った草や庭木を剪定した枝を含め、家庭から出るごみは正しく分別し、決められた日にごみ集積場へ出すか、事前に環境政策課で自己搬入申請手続きをした上で、環境センターへ直接搬入してください。

問環境政策課　環境政策係
TEL551-0336 FAX551-0148

令和6年度スローガンコンテスト
優秀賞　**見てるだけ　知っているだけでは救えない　それなら動こう私から**